

諮問庁：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

諮問日：令和5年6月29日（令和5年（独情）諮問第89号）

答申日：令和6年2月1日（令和5年度（独情）答申第98号）

事件名：特定法人による早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の受託に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であるが、別紙の4に掲げる各文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月5日付け医基健発第486-2号により国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

本件審査請求人すなわち開示請求者は、法人文書開示請求書を提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には「2016年に特定法人が厚生労働省関連：（独）医薬基盤・健康・栄養研究所より「早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務」を受託しているが、この受託に関する文書（例えば、入札・契約関連書類・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等）（HP等で公開されている資料はその旨記載して下さい）。」旨記載されている。

##### (2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

その後、法人文書開示決定通知書を受領した。

##### (3) 法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記開示決定は、不当かつ違法である。まず、不開示部分は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示されるべきである。開示された本件対象文書特定部分Aに規定の特定記載Aの具体的内容も開示していただきたい。本件対象文書特定部分Bに規定の特定記載Bの具体的内容も開示していただきたい。本件対象文書特定部分Cに規定の特定記載Cの具体的内容も開示していただきたい。本件対象文書特定部分Dに規定の特定記載Dの具体的内容も開示していただきたい。

さらに、請求内容に記載の入札・契約関連書類・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等も開示していただきたい。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた法人文書開示決定（医基健発第486-2号・令和4年12月5日）を取り消すべきである旨の決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

令和4年11月7日付け本件審査請求人より別紙の1に掲げる文書について情報公開請求（以下「本件開示請求」という。）が研究所に令和4年11月9日に接到了。

本件開示請求について、研究所内で事実確認等を行い、令和4年12月5日付け本件審査請求人宛て、部分開示決定（原処分）を行った。

原処分に対して、本件審査請求人から、令和5年3月10日付けで取消しを求める審査請求（以下、第3において「本件原審査請求」という。）が接到了。しかし、本件原審査請求については、理由等が記載されておらず、担当者より令和5年4月8日にメールにて本件審査請求人に補正依頼を行い、本件原審査請求を補正した審査請求が令和5年4月10日に研究所に接到了。

##### (2) 見解

原処分で開示した法人文書については、所内に文書が存在し、開示することとしたが、氏名など特定の個人を識別することができる情報や法人の印影が記載されている部分があり、法5条1号に該当するとして、全部開示決定ではなく、部分開示決定としている。

##### (3) 結論

以上より、原処分については、適当な判断であり、原処分を維持することが適当である。

#### 2 補充理由説明書

情報公開・個人情報保護審査会に諮問した、令和5年（独情）諮問第89号について、原処分において不開示とした部分に係る説明を以下のとお

り補充する。

(1) 新たに開示することとする部分について

原処分において不開示とした部分について、改めて検討した結果、3頁の不開示部分のうち印影を除く部分は、新たに開示することとする。

(2) 不開示理由を追加して不開示を維持する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、特定法人の印影については、特定法人が覚書を締結する際に、記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質があるとして使用した印であり、これを公にした場合、偽造等され悪用されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月12日 審議
- ④ 同年11月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月21日 審議
- ⑥ 同月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 令和6年1月25日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示すべきとし、また、文書の特定を争っていると解される。

諮問庁は、別紙の3に掲げる部分は新たに開示すべきであるとし、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示条項に法5条2号イを追加の上、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討するとともに、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求書に記載された、「早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務」とは、技術及び事業化ポテンシャル

を調査・評価した上で、早期事業化・収益最大化を目的とした出願や権利化などの各知的財産戦略の支援業務を指すものと解される。

本件開示請求は、特定法人に対し上記支援業務を委託することに関する文書を請求するものであることから、特定法人に対し知的財産戦略に関わる支援業務を委託する契機になったと考えられる、平成24年に特定法人と交わした覚書を本件対象文書として特定し、原処分を行ったものである。

なお、当該覚書は、2016年、2018年及び2019年の各支援業務の委託に係る契約書等に添付されていたものではなく、覚書単独で研究所に保存されていたものである。当該覚書締結時の文書は残っておらず、各支援業務の委託に係る契約との直接的な関連性は明確に確認できないものの、覚書にある「解約の申し出」書類も確認できず、覚書のみ保存されていたことから、現在含め各契約時にも覚書は有効であったと考えている。

イ 早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の委託に関しては、2016年については契約書の写しに記載された契約金額を踏まえると、企画競争入札を経て契約に至ったものと考えられ、2018年及び2019年については、研究所に保存されている決裁文書等の記載から、随意契約を締結したことが確認できる。

なお、上記支援業務の委託に関する決裁文書等は、保存期間を5年とする「契約に関する決裁」ファイルに保存しており、2016年の当該ファイルについては廃棄していることから決裁文書等は確認できず、別途PDFファイルで保有していた契約書の写しを確認したものである。

ウ 上記支援業務のような委託契約を締結するに当たって、研究所においては決裁を取るものの、通常、決裁以外に会議等で承認を得ることを要件としておらず、現に確認できず、当該支援業務の委託に関し、議会等に報告した等の事情も確認できない。

エ 審査請求人は、本件対象文書にある記載部分を挙げ、その具体的内容の開示を求めるものの、本件開示請求は、上記支援業務の委託に関する文書を請求されたものであり、審査請求人が追加して特定すべきとする文書は、本件開示請求書で開示を求めた文書に含まれないものとするが、念のため改めて確認したところ、覚書については上記アで説明した保存状況であることに加え、ファイル管理簿にも記載されておらず、覚書に関連する文書をほかに確認できないことから、その記載内容に関する具体的内容として開示できる文書は保有していない。

(2) 本件対象文書について、諮問庁は上記(1)アのとおり説明するものの、本件請求文書の記載からは、早期事業化・収益最大化に向けた知的

財産戦略に関する個々の支援業務の委託に関し締結した、契約書やこれに係る決裁文書等があれば、本件請求文書に該当するものと解される。

- (3) 諮問庁は上記(1)イにおいて、当該支援業務の委託に関し、2016年の契約書の写しを、2018年及び2019年の決裁文書等を保有する旨説明することから、当審査会において、諮問庁から別紙の4に掲げるこれらの文書の提示を受け確認したところ、当該各文書の内容を踏まえれば、これらの文書は、いずれも特定法人に対する早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の委託に関する文書であると認められ、本件請求文書に該当すると認められる。
- (4) 2016年の決裁文書等を保有していないとする諮問庁の説明については、諮問庁から廃棄簿の提示を受け確認したところ、2016年の決裁文書等を保存する「契約に関する決裁(2016年)」ファイルが廃棄文書として掲載されていることから、是認できる。また、上記(1)ウ及びエにおける諮問庁の説明については、特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- (5) したがって、研究所において、本件請求文書に該当する文書として別紙の4に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、覚書に記載された特定法人の印影が不開示とされていると認められる。
- (2) 当該不開示維持部分について、諮問庁は補充理由説明書(上記第3の2)において、法5条2号イに該当する旨新たに説明するところ、当該説明は否定し難い。
- (3) したがって、不開示維持部分は法5条2号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 4 付言

処分庁は、本件開示請求の時点で別紙の4に掲げる文書を保有していたにもかかわらず、これを特定・開示することができなかったことは、研究所において文書管理が適切に行われていなかったことに加え、原処分時及び諮問時の文書の特定に係る検討が不十分であったといわざるを得ず、本件開示請求への対応に不備があったものと認められるところである。処分庁においては、文書管理を適切に行うとともに、今後、開示請求に係る文書の特定に当たっては、十分に確認を行うことが望まれる。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、

諮問庁が同号及び同条2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、研究所において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 2016年に特定法人が厚生労働省関連：(独)医薬基盤・健康・栄養研究所より「早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務」を受託しているが、この受託に関する文書(例えば、入札・契約関連書類・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等)(HP等で公開されている資料はその旨記載して下さい)。
- (2) 2018年に特定法人が厚生労働省関連：(独)医薬基盤・健康・栄養研究所より「早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務」を受託しているが、この受託に関する文書(例えば、入札・契約関連書類・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等)(HP等で公開されている資料はその旨記載して下さい)。
- (3) 2019年に特定法人が厚生労働省関連：(独)医薬基盤・健康・栄養研究所より「早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務」を受託しているが、この受託に関する文書(例えば、入札・契約関連書類・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等)(HP等で公開されている資料はその旨記載して下さい)。

### 2 本件対象文書

特定法人連携会員覚書

### 3 諮問庁が新たに開示すべきとする部分

3頁の不開示部分のうち印影を除く部分

### 4 改めて開示決定等すべき文書

- (1) 2016年 早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の委託に係る契約書の写し
- (2) 2018年 早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の委託に関する決裁文書等一式
- (3) 2019年 早期事業化・収益最大化に向けた知的財産戦略に関する支援業務の委託に関する決裁文書等一式